

平成25年度
第1回 防府市行政経営改革委員会 会議資料

< 目 次 >

○行政経営改革委員会の運営について	1
○防府市行政経営改革推進体制のフロー図	3
○防府市行政経営改革委員会条例	4
○防府市行政経営改革委員会 委員名簿	7
○防府市行政経営改革推進本部設置要綱	8
○防府市行政経営改革推進本部 構成員名簿	11
○行政経営改革の必要性	12
○今後の進め方について	14
○防府市行政経営改革大綱及び推進計画・策定スケジュール	15

【別冊】

- ・防府市を取り巻く現状について（平成25年6月）

平成25年 6月18日（火）

総務部 職員課 行政経営室

行政経営改革委員会の運営について

平成 25 年(2013 年)6 月 18 日
行政経営改革委員会事務局

1 委員会設置について

→ 「防府市行政経営改革委員会条例」(4 ページ参照)

2 会議等の公開について

- (1) 委員会の会議は、防府市自治基本条例第 28 条第 2 項及び防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱第 6 条第 1 項に基づき、原則として公開するものとする。
- (2) 会議結果等は、防府市自治基本条例第 28 条第 2 項及び防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱第 6 条第 4 項に基づき、会議録等を作成し、原則として公表するものとする。

3 その他

- (1) 委員会の運営に関し、特に必要な事項があれば、防府市行政経営改革委員会条例第 10 条に基づき、会長が委員会に諮って定めることとする。
- (2) 委員会の庶務は、総務部職員課行政経営室において処理する。

【参考条文】

防府市自治基本条例（平成21年防府市条例第25号）抜粋

（審議会等の運営）

第28条 市長等は、審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。

- 2 審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。
- 3 （省略）

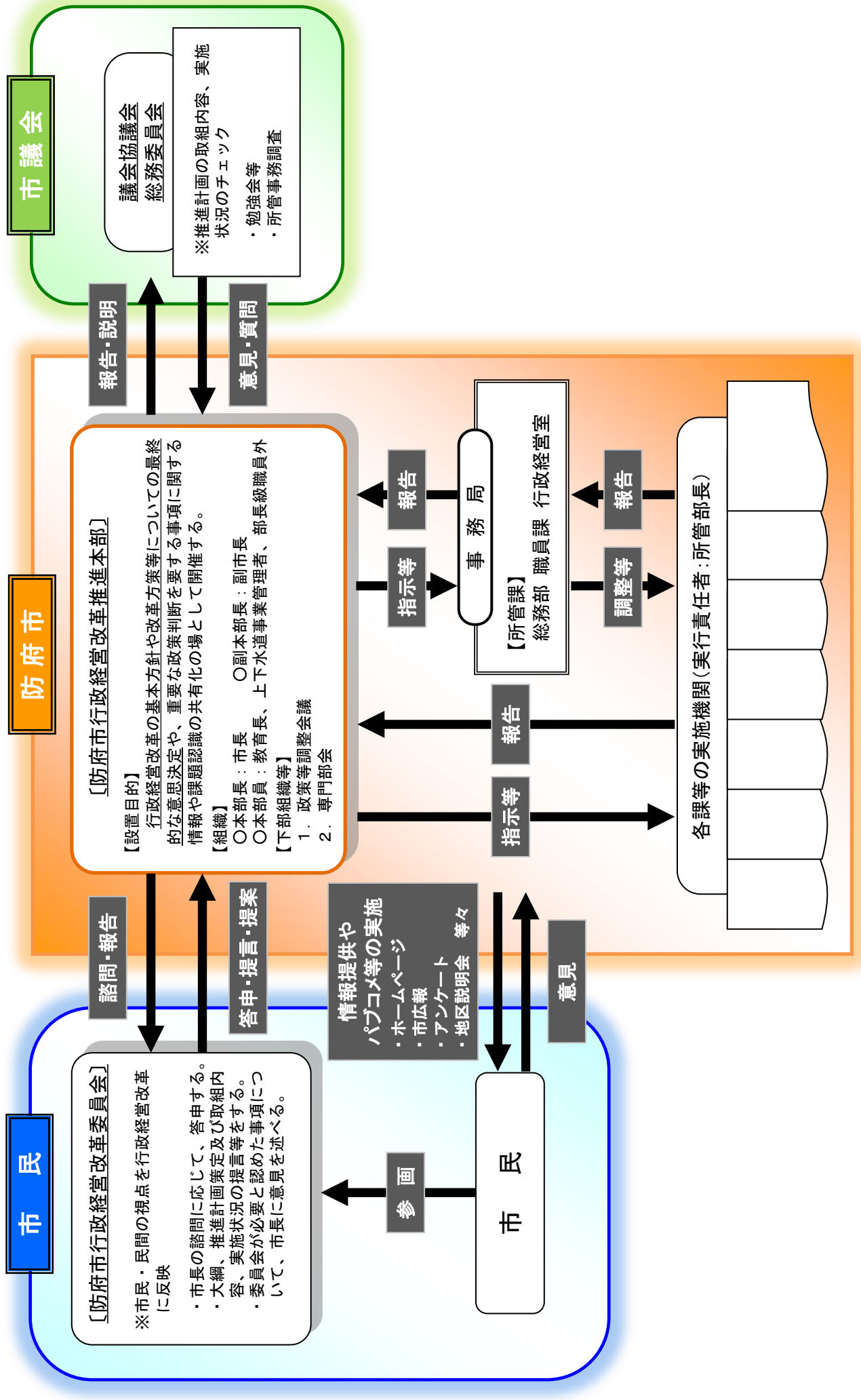
防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱（平成22年3月制定）抜粋

（審議会等の会議等の公開）

第6条 審議会等の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、会議の全部又は一部を公開しない。

- (1) 防府市情報公開条例第6条に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等に支障が生ずると認められる場合
 - (3) 行政処分に関する審議等、公開が適当でないとして認められる場合
 - (4) 当該審議会等が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定した場合
- 2 審議会等の会議を前項各号の規定に基づき、非公開とする場合にあっては、当該審議会等において、あらかじめ決定するものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするとともに、その旨を会議録等に記録しなければならない。
- 4 審議会等の会議録等を作成したときは、原則として、公表するものとする。ただし、公表しない場合においては、その理由を明らかにするものとする。
- 5 （省略）

防府市行政経営改革推進体制のフロー図



防府市行政経営改革委員会条例

平成25年3月29日

防府市条例第12号

(目的及び設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限活用し、市民の視点に立った簡素で効率の良い行政経営を推進するため、防府市行政経営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じて、行政経営改革に関する重要事項について調査し、審議し、及び答申すること。
- (2) 行政経営改革の進捗状況について調査し、及び審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、行政経営改革を推進するために必要であると委員会が認めた事項について、市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、市政について識見を有し、かつ、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 各種団体の推薦を受けた者 12人以内
- (3) 公募の手続により決定した者 4人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会

長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会の会議（次条を除き、以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて、専門の事項を調査させ、及び審議させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が委員会に諮って定める。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条（同条第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議に準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(防府市行政改革委員会条例の廃止)

2 防府市行政改革委員会条例（昭和60年防府市条例第12号）は、廃止する。

(会議の招集に関する特例)

3 この条例の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

4 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年防府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2行政改革委員会委員の項を削り、同表財産処分審議会委員の項の次に次のように加える。

行政経営改革委員会委員	日額 5,700円	〃
-------------	-----------	---

防府市行政経営改革委員会 委員名簿

○任期：平成25年6月18日から平成27年6月17日まで（2年間）

No.	区 分	氏 名	所属団体名等
1	学識経験を有する者	なかま みずき 仲間 瑞樹	山口大学 経済学部教授
2		なかざき みつひろ 中崎 光浩	元山口県職員
3	各種団体の推薦を受けた者	ひろいし きよし 広石 聖	防府市自治会連合会 会長
4		かどた みわこ 門田 美和子	防府市女性団体連絡協議会
5		きたむら まこと 喜多村 誠	防府商工会議所 会頭
6		なかがわ のぶひろ 中川 信広	防府青年会議所 理事長
7		なかた あつと 中田 敦人	防府市老人クラブ連合会 理事
8		なかたに やすし 中谷 泰	防府市小学校PTA連合会・ 防府市中学校PTA連合会 代表
9		まつうら かずこ 松浦 和子	防府市市民活動支援センター
10		はじま ひとし 羽嶋 等	株式会社山口機械（企業代表） 代表取締役社長
11		とみた さとし 富田 悟史	連合山口・県央地域協議会 防府地区会議事務局長
12	公募の手續により決定した者	うしみ わたる 牛見 航	公募委員
13		かや かずあき 賀屋 和昭	公募委員
14		ひろなか かずお 弘中 和夫	公募委員
15		まつもと けんいちろう 松本 憲一郎	公募委員

防府市行政経営改革推進本部設置要綱

平成25年4月17日制定

(設置)

第1条 本市の行政経営改革の着実な推進を図るにあたって、行政経営改革の基本方針や改革方策等について、行政経営の視点から迅速かつ戦略的に決定し、また、行政経営改革の全庁一元的な推進体制を確立するため、防府市行政経営改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政経営改革大綱の策定及びその推進に関すること。
- (2) 行政経営改革大綱の進捗状況の公表等に関すること。
- (3) 防府市行政経営改革委員会への諮問に関すること。
- (4) その他行政経営改革に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長、本部員は別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その都度、本市の職員のうち関係する者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 本部の所掌事務のうち、特に専門的な事項であって本部長から指示されたものを調査研究し、及び課題解決のための素案を作成するために専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に、部会長、副部会長及び部会員を置き、本部長が指名する者をもって組織する。

- 3 部会長は、部会を招集し、部会の調査審議の結果を本部長に報告する。
- 4 部会の庶務は、その調査審議する事項を所管する課等のうちから本部長が指定する課等において処理する。

(政策等調整会議)

第6条 本部の所掌事務について、行政経営改革の円滑な推進を図る上で、複数の部局間での協議調整その他必要事項を行うため、政策等調整会議を置く。

- 2 政策等調整会議は、総務部次長が招集し、次に掲げる者及び総務部次長が指名する部次長その他の職員をもって構成する。

- (1) 総務部次長
- (2) 財務部次長
- (3) 職員課長
- (4) 財政課長

- 3 政策等調整会議の議長は、総務部次長をもって充てる。

- 4 政策等調整会議は、必要が生じたときに随時開催するものとする。

- 5 行政経営改革に係る重要事項のうち各部門間の調整が必要なものについては、本部の会議に付議される前に政策等調整会議の調整を経なければならない。

- 6 前項に規定するもののほか、政策等調整会議は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 本部において本部長から指示された事項の調整、調査又は検討を行うこと。
- (2) 各部門からの要請に基づき、各部門間の調整を行うこと。

(記録及び保管)

第7条 総務部長は、本部の会議の経過及び結果を記録し、当該記録を保管しなければならない。

(決裁との関係)

第8条 本部の会議における審議の結果又は第6条第6項第2号の調整の結果であっても、決裁を要するものについては、起案を行い、決裁を受けなければならない。

(結果の周知及び実施)

第9条 本部の本部員及び政策等調整会議の構成員は、前条の決裁が行われた場合において、当該案件が実施を要するものであるときはその促進を図り、所属職員への周知をもって足りるものであるときは速やかに周知しなければならない。

(庶務)

第10条 本部及び政策等調整会議の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。

(防府市行政改革推進会議設置要綱の廃止)

2 防府市行政改革推進会議設置要綱（平成13年4月20日制定）は、廃止する。

別表（第3条関係）

特 別 職	教育長及び上下水道事業管理者
市長事務部局	部長及び総務部次長
教育委員会教育部	部長
議会事務局	局長
消防本部	消防長
上下水道局	局次長

防府市行政経営改革推進本部 構成員名簿

(平成25年4月17日現在)

No.	役 職 名	氏 名
1	市長	松 浦 正 人
2	副市長	中 村 隆
3	教育長	杉 山 一 茂
4	上下水道事業管理者	浅 田 道 生
5	総務部長	吉 川 祐 司
6	財務部長	持 溝 秀 昭
7	生活環境部長	福 谷 眞 人
8	健康福祉部長	清 水 敏 男
9	産業振興部長	山 本 一 之
10	土木都市建設部長	金 子 俊 文
11	教育部長	原 田 知 昭
12	議会事務局長	中 村 郁 夫
13	消防長	牛 丸 正 美
14	上下水道局次長	大 田 隆 康
15	総務部次長	藤 津 典 久

政策等調整会議 構成員名簿

(平成25年4月17日現在)

No.	役 職 名	氏 名
1	総務部次長	藤 津 典 久
2	財務部次長	平 生 光 雄
3	職員課長	赤 松 英 明
4	財政課長	伊 豆 利 裕
※ 総務部次長が指名する部次長その他の職員		

【事務局（職員課 行政経営室）】

役職名	氏 名
主 幹	吉 富 博 之
副主幹	宮 本 松 典
係 長	池 田 晋

行政経営改革の必要性

平成 25 年(2013 年)6 月 18 日

総務部 職員課 行政経営室

1 改革に取り組むにあたって

本市では、平成 23 年に策定した第四次防府市総合計画（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）の基本構想において、将来にわたり持続的に発展していく地域社会を構築するために、「安全で安心して暮らせるまち」、「多彩な魅力が輝くまち」、「いきいきと人がふれあい活力のあるまち」をまちづくりの理念とし、そのもとで、本市が目指すまちの姿（将来都市像）である「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」を目指しています。

本市の政策等は、基本的に第四次防府市総合計画に基づいて行われるものであり、この総合計画に掲げられた政策等を着実に実施していくことが求められています。

しかしながら、本市を取り巻く状況は大きく変化しており、市民が求める公共サービスは、多様化・複雑化し、増大する傾向にあり、これまでの行政運営の考え方・やり方等のままでは、そのうち、公共サービスの提供について量的にも質的にも限界に到達し、市民ニーズに対応することが困難になってくると考えます。

したがって、社会の急激な変動や予期せぬ状況など新たな局面における課題への適切な即応力と市の将来を見据えた更なる改革がますます重要になります。

常に、社会経済情勢は変化していますので、“市民や地域のために市の行政組織や職員自身がより良く変わり続けること”が必要だと考えます。

2 行政経営改革大綱の趣旨

本市では、これまで昭和 60 年度から 4 回にわたり「行政改革大綱等」を策定し、その都度、時代に応じた行政のあるべき姿を念頭に事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、職員定員の適正管理、民間活力の活用など行財政運営の健全化・効率化・スリム化のための行政改革に不断の努力で取り組んできました。

しかしながら、本市を取り巻く状況は、人口の減少や少子高齢化の進行、高度情報化の急速な進展、消費型社会から循環型社会への転換など激しく変化しています。また、地方分権改革の進展や今後予測される厳しい財政状況を見据えた自己決定と自己責任の行政運営が求められています。さらに、これからのまちづくりにおいては、市民参画とともに、市民と行政等がそれぞれの役割と責務を自覚し、協力して取り組む協働の考え方を取り込んだ行政運営も併せて求められており、本市の行政運営のとても大きな転換期を迎えています。

このような中、時代の要請や社会環境の変化に迅速、かつ適切に対応するには、本市の行政運営の自立性・自律性を高めていくことが重要であり、そのためには、「市職員は、市民感覚と経営感覚を持つ」、さらには、「市民一人ひとりには“まちづくりの主役”であるという意識を持っていただく」ことが必要だと考えます。

したがって、本市の将来都市像の実現を支える基盤である行政運営の考え方、やり方等の見直しの指針として、「行政経営改革大綱」を策定します。

人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府

行政経営改革(H25~H32)

今回、取り組む行政改革は、
**“本市の行政運営を抜本的に見直すことで
将来都市像の実現を支える基盤整備を目指す！”**

【基本的な方向性】

- 1 行政のあり方の見直し
・民間委託等の推進 ・協働によるまちづくり
- 2 行政手法や行政組織の見直し
・政策マネジメント機能の確立 ・自律した組織体制の構築
- 3 行政サービスのあり方の見直し
・事務事業の見直し ・公共施設の見直し

発展的に継承

これまでの行政改革

- ・昭和60~63年度
- ・平成13~19年度
「第3次防府市行政改革」
- ・平成7~10年度
- ・平成20~24年度
「第4次防府市行政改革」

行政経営の視点

課題

このままだと、行政資源（ヒト・カネ・モノ等）の減少等により、安定した行政運営の継続が困難な状況に陥るおそれがある。

本市を取り巻く現状

◆定員適正化の必要性

- 第四次定員適正化計画(H23年3月)
 - ・929人(H22年4月)から44人削減し、定員の適正化を図る。(H23年度から5年間の目標)
 - ・人口1万人当たりの職員数(H24年4月現在) 64.26人(県内13市のうち少ない方から2番目)

◆厳しい財政見通し

- 中期財政計画(H24年10月)
 - ・例えば、市税収入額は、H20年度をピークにH29年度までに、約30億円の減少を見込んでいるが、逆に、扶助費は、H20年度からH29年度までに、約30億円の増加と見込んでいる。
 - ・廃棄物処理施設建設や小中学校耐震化事業等により、投資的経費等の増加が見込まれる。

◆社会経済状況

- 人口減少 ○少子・高齢化社会 ○不安定で、長く低迷する経済状況 ○国・県の動向の変化 ○政治動向 ○災害等

◆公の施設の維持管理経費等の増加

- 公の施設数(H24年3月)
 - ・222施設(学校、河川、道路等を除く)
 - ・今後、山頭火ふるさと館や潮彩市場等が公の施設になる予定
- 公の施設の老朽化
 - ・昭和56年度以前に建設された施設数は168施設で、全体の約75%を占め、老朽化に伴う維持管理経費の増加が予想される。

◆事務事業数の増加

- 地方分権改革による権限移譲
 - ・146条項分増加(H24年度から順次)
 - ・事務事業は、地域主権改革で平成24年度から権限移譲により事務が増加するなど、事務事業の増加数と比べると廃止する件数が少なく、事務事業数は増加する一方となっている。

今後の進め方について

平成 25 年(2013 年)6 月 18 日
行政経営改革委員会事務局

1 平成 25 年度の作業内容

(1) 本市から示された「防府市行政経営改革大綱(案)」に対して、提言等をしていくこととする。

※ 「防府市行政経営改革大綱」とは、これから本市が取り組む行政経営改革についての基本理念や基本方針等を示したもの

(2) 本市から示された「防府市行政経営改革大綱・推進計画(案)」に対して、提言等をしていくこととする。

※ 「防府市行政経営改革大綱・推進計画」とは、行政経営改革を推進するにあたって、防府市行政経営改革大綱に基づいて取組項目を抽出し、取組項目ごとに現状と課題、具体的な取組内容(概要、実施までの工程など)、達成目標などを示したもの

2 主な検討テーマについて(平成 26 年度以降)

行政経営改革委員会においては、下記項目を主な検討テーマとして議論していくこととする。

(1) 公共施設のあり方

公共施設等を多数保有しており、多額の維持管理経費が必要となっている。今後、人口減少・少子高齢化の進展等により厳しい財政状況が予想されており、全ての公共施設を現行どおり保持していった場合、老朽化対策や更新に係る費用が膨大になり、持続可能な財政基盤が維持できなくなると見込まれるため、利用者のニーズや利便性、施設所在地域における市民の意見等を十分踏まえつつ、民間企業の経営的視点や手法も参考にしながら、公共施設のあり方について検討する必要がある。

(2) 民間委託等の推進や協働によるまちづくりに向けた仕組みづくり

地方分権改革の進展の中で、例えば、県の事務が市へ移譲する権限移譲や条例制定権の拡大に見られるように、今後も事務量の増加が想定される。今後、公共サービスの提供について量的にも質的にも限界に到達し、市民ニーズに対応することが困難になると見込まれるため、限られた行政資源の最適配分という視点で、市民の意見等を十分踏まえつつ、行政の業務領域を整理し直した上で、更なる民間委託等の推進や協働によるまちづくりに向けた仕組みづくりを検討する必要がある。

(3) 施策・事務事業の総点検の仕組みづくり

第四次防府市総合計画を着実に推進するために、行政経営の視点で施策・事務事業の総点検を行う必要がある。事務事業の見直しは、内部の効率化の問題であり、市民の視点というより、内部で調整していく必要がある。しかしながら、施策については、市民の視点が必要であるため、行政評価システムの再構築を含め、施策・事務事業の総点検の仕組みづくりを検討する必要がある。

「防府市行政経営改革大綱及び推進計画」 策定スケジュール

時期	行政経営改革委員会	行政経営改革推進本部	推進計画関係
平成25年 4月		第1回会議(4/30) ・推進体制、策定スケジュール ・大綱(骨子案)	
5月		第2回会議(5/30) ・行革委員会名簿 ・組織機構見直し(方針等) ・第4次行革報告(農業公社等)	
6月	第1回会議(6/18) ・委員の委嘱、会長等の選任 ・委員会の運営 (推進体制、策定スケジュール等) ・本市を取り巻く現状 ・行政経営改革の必要性		
7月	第2回会議(7/30) ・大綱(案)	第3回会議(7/1) ・大綱(素案)	■庁内説明会 ・取組項目事例に関する調査(～8/下旬) ・職員アンケート提出(～8/下旬)
8月		●議会説明会(上旬) ・大綱(案) 【大綱(案)のパブコメ実施】 ・1カ月程度	
9月		第4回会議(下旬) ・パブコメ結果と本市の回答 ・大綱(案)	・取組項目事例の取りまとめ ■各部局等ヒアリング
10月	第3回会議(中旬) ・パブコメ結果と本市の回答 ・大綱(案)	●議会説明会(中旬) ・パブコメ結果と本市の回答 ・大綱(案)	
11月	第4回会議(下旬) ・推進計画(案)	第5回会議(上旬) ・大綱(案)の決定 ・推進計画(素案) 12月議会上程(大綱)	
12月		第6回会議(中旬) ・推進計画(案)	
平成26年 1月	第5回会議(下旬) ・推進計画(案)		
2月		●議会説明会(上旬) ・推進計画(案) 第7回会議(中旬) ・推進計画の決定 ※記者発表(予定)	